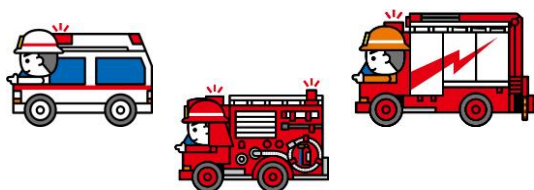


119番通報について

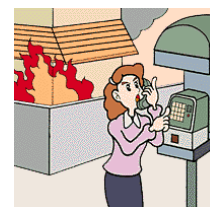
現在、藤岡市・上野村・神流町・高崎市吉井町からの119番通報は、高崎市等広域消防局内に設置された県北西部6消防本部で共同運用を行っている、たかさき消防共同指令センターで受付けています。通報内容、災害規模に応じてお住いの地域を管轄する消防隊、救急隊に出動指令を出します。



藤岡消防署・鬼石消防分署・奥多野消防分署
上野消防出張所・吉井消防署



たかさき消防共同指令センター



【よくある質問】

Q: 「救急車のサイレンを鳴らさないで来てもらえますか？」

- ・「大きさにしたくないので…」
- ・「夜間で近所迷惑なので…」
- ・「そんなに緊急じゃないので…」

A: 救急車の緊急出動は、サイレンを鳴らさずに出動することはできません。

道路交通法上、緊急車両はサイレンの吹鳴が義務づけられています。

※参考：緊急自動車の要件（道路交通法第39条第1項、道路交通法施行令第13条、第14条から要約）

緊急自動車は「公安委員会の指定を受けた車両で、緊急の用務のため、運転中にはサイレンを鳴らし、赤色の警光灯をつけなければならない。」とされています。したがって、サイレンを止めると緊急自動車の要件にあてはまらなくなり、一般道路上で緊急自動車の特例等の適用がなくなってしまう。

救急車が赤信号を進み、ほかの車両を追い越して現場に急行するのも、この要件を満たしてこそ可能となります。

安全かつ迅速に現場に到着できるように、皆様のご理解とご協力をお願いします。

